

社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

- 1) 退職手当共済制度について P 2 ~ P 3
- 2) 保育所等に対する公費助成について P 4
- 3) 都道府県の皆さまへのお願いについて P 5

令和 7 年度 福祉医療貸付事業行政担当者説明会
共 済 部

1) 退職手当共済制度について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、福祉施設などにお勤めの職員の方のための退職金制度です。全国をカバーする共済制度により福祉施設に従事する**人材の確保と定着**、**処遇の向上**、**施設経営の安定**を図ることを目的としています。

(1) 制度の主な特色

○人材の確保と定着

国家公務員の退職手当にならった制度設計で勤続年数が長いほど退職手当金額が多くなり、福祉人材の確保と定着に貢献します。

復職や他法人から転職した場合でも、加入期間を通算（合算）する仕組みがある^(※1)ため、期間の通算による支給水準の上昇が期待でき、経験豊富な職員の確保、職員の多様な働き方への対応が可能となります。

○全国の社会福祉法人の約9割^(※2)が加入する共済制度

共済制度へ加入することにより、自法人で退職給付引当資産を積立し管理する必要がなくなり事務手続きが簡素化されるなど、社会福祉法人にとってメリットが多い制度です。

○法律に基づく安定した制度

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年6月19日法律第155号）に基づいた制度で、昭和36年の制度開始以来延べ約239万人に約2.8兆円を支給してきました。

（参考）退職手当金給付費：R 6年度補正予算は約328億円、R 7年度予算案は約1,422億円

（※1）被共済職員期間が1年以上あり、退職後3年以内に当制度に加入している施設に再び勤務した場合

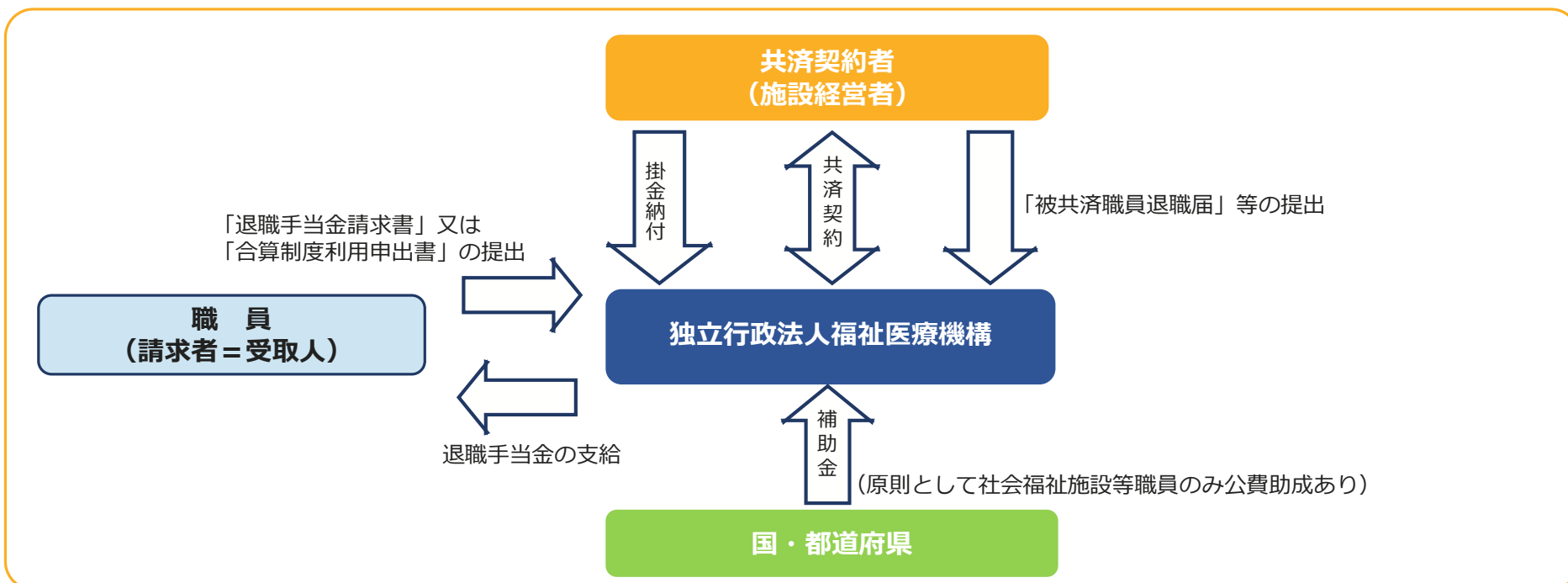
（※2）『厚生労働白書』『福祉行政報告例』を元に算出

1) 退職手当共済制度について

(2) 制度のしくみ

- ① 共済契約を締結した共済契約者（法人）は、施設区分・職員数に応じた掛金を毎年「福祉医療機構」にお支払いいただきます。（令和7年度の掛金は見直しを予定）
- ② 職員が退職したとき、「福祉医療機構」は退職された職員（請求者）の指定された口座に退職手当金を直接お振込みいたします。

※お支払いいただいた掛金は全て退職手当金の支給にあてられます。



2) 保育所等に対する公費助成について

保育所等に対する公費助成の継続等について

先般の社会保障審議会福祉部会において、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットिंगの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度末までに改めて結論を得ることとされていたところ、こども庁のR7年度予算案PR資料では、R8年度に改めて検討とされていることから、それまでの間のR7年度については、国会で成立次第、保育所等の公費助成は継続が確定する見込みです。

○社会保障審議会福祉部会資料より抜粋

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について

令和3年1月25日
社会保障審議会福祉部会

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフットिंगの観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。

保育所等については、平成27年2月12日の本福祉部会報告書で平成29年度までに結論を得ることとなっていたが、その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により令和2年度までに改めて結論を得ることとなっている。

今般、令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットिंगの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。

以上

3) 都道府県の皆さまへのお願いについて

(1) 補助金の早期交付について

当制度の退職手当金に充てる資金は、共済契約者が納付する掛金と、国及び都道府県の補助金によっています。

一時的であっても支給財源に不足が生じ、支給遅延が発生すると、制度に対する信頼を損なうことになることから、補助金の早期交付については、特段のご配慮をお願いいたします。

(2) 制度周知について

当制度は、福祉施設に従事する人材の確保と定着、処遇の向上、施設経営の安定を図ることを目的としています。

勤続年数が長くなればなるほど退職手当金の給付額が多くなります。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度となっています。

新規加入については、社会福祉法人に限られていますが、管内の未加入の法人や、今後、設立予定の社会福祉法人に対して、当制度の周知をお願いいたします。

3) 都道府県の皆さまへのお願いについて

(3) 新退職手当共済システムについて

退職手当共済制度の利用者の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、オンラインで全ての手続きを行うことが可能となる新たなシステムが、令和7年1月から稼働しています。

新システムへの移行に伴う各種手続き等の変更点等については、当機構から共済契約者や関係機関等に対して周知しており、福祉医療機構ホームページにおいても、システムの案内に関する専用ページを設け、動画等を用いてわかりやすく解説していますので、システムの利用に当たって活用いただくよう、管下の社会福祉法人に対して周知をお願いします。

また、新システムでは、共済契約者や職員から当機構へ各種届出がオンラインで直接提出できるようになったため、新システムへの移行に伴い、当機構と都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等との退職手当金の支給事務に係る業務委託契約は終了したことを、あわせてお知らせします。